東京学芸大学放射性同位元素等取扱要領の一部改正について

改正理由：東京学芸大学放射線障害予防規程の改正に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （放射性同位元素の保管記録と貯蔵室の在庫との照合） ６　放射性同位元素の管理を確実にし，管理下にない線源の存在や線源の所在不明等の発生を防ぐため，次の各号に基づき，保管記録と貯蔵室の在庫との照合を定期的に実施すること。 (1)～(3)　〔省略〕 (4)　「保管確認記録」の取扱 ＲＩ管理システムの保管確認記録は，内規第５条第３号に定める点検表の別紙として環境安全委員会に提出し，確認を受ける。 〔省略〕 （地震等の災害時における措置） １４　地震等の災害時における措置は，次の各号により行うものとする。 (1)～(2)　〔省略〕 (3)　ＲＩ実験施設長は，地震が発生した際に直ちに次の処置をすること。 ア　被害状況を総合的に把握し，汚染の拡大の防止と被ばく線量をできる限り少なくする措置をとる。 イ　被害状況を環境安全委員会及びＲＩ実験施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）に報告し，地震後の安全確保を行う。 (4)～(7)　〔省略〕 〔省略〕 附　則 この要領は，平成20年４月１日から施行する。	〔省略〕 （放射性同位元素の保管記録と貯蔵室の在庫との照合） ６　放射性同位元素の管理を確実にし，管理下にない線源の存在や線源の所在不明等の発生を防ぐため，次の各号に基づき，保管記録と貯蔵室の在庫との照合を定期的に実施すること。 (1)～(3)　〔省略〕 (4)　「保管確認記録」の取扱 ＲＩ管理システムの保管確認記録は，内規第５条第３号に定める点検表の別紙として放射線安全委員会に提出し，確認を受ける。 〔省略〕 （地震等の災害時における措置） １４　地震等の災害時における措置は，次の各号により行うものとする。 (1)～(2)　〔省略〕 (3)　ＲＩ実験施設長は，地震が発生した際に直ちに次の処置をすること。 ア　被害状況を総合的に把握し，汚染の拡大の防止と被ばく線量をできる限り少なくする措置をとる。 イ　被害状況を安全委員会及びＲＩ実験施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）に報告し，地震後の安全確保を行う。 (4)～(7)　〔省略〕 〔省略〕